

クリーンキャンペーン土砂等運搬報償金支払要領

1. 目的

この要領は、快適で住みよい生活環境づくりの一環として、地域の溝掃除を実施するにあたり汚泥及び土砂を運搬するための自動車を借上げられた団体等に対し借上げ料として井原市溝掃除土砂運搬報償金を交付することにより、住民参加による奉仕活動を通じた心のふれあい及び地域の連帯意識を深め、住みよいまちづくりに資することを目的とする。

2. 対象期間

報償金の交付対象期間は、春季（4月～6月）に行われるクリーンキャンペーン期間に限定する。

3. 交付対象者

報償金の交付対象者は、市内の各地において組織された団体（自治会、PTA、老人クラブ等）とする。

4. 奉仕活動の実施及び報償金交付申請方法

奉仕活動の実施方法及び報償金交付申請は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 活動実施後、特段の事情のない限り、当該年度の7月末日までに井原市溝掃除土砂運搬報償金支払申請書（様式第1号）、活動実施場所位置図（様式第2号）及び自動車借上げ領収書の写しを市長に提出しなければならない。
- (2) 作業により発生した汚泥及び土砂の廃棄物は、市が指定する場所に運搬し、適切に処分するものとする。
- (3) 活動実施場所位置図（様式第2号）には活動実施場所及び廃棄場所を、自動車借上げ領収書の写しには車種及び借上げ台数を記載しなければならない。

5. 報償金の額

報償金の額は次の各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|-------|----------|
| (1) 油圧シャベル等の掘削機械 | 1台につき | 上限6,000円 |
| (2) ダンプ（ダンプ式軽トラックを含む） | 1台につき | 上限6,000円 |
| (3) 軽トラック | 1台につき | 上限2,000円 |

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から適用する。